

県制度融資における資金繰り対策に係る主な資金等について

○経営安定を図ろうとする方への主な制度融資

<経営サポート資金>

Aタイプ（経営強化関連要件）

売上の減少や原材料費等の高騰による粗利益の減少、取引先の倒産等により影響を受ける中小企業者の経営の安定や振興発展を図るためのものです。

◇ 融資対象者

次の要件のいずれかに該当する中小企業者等

- ① 最近6か月又は3か月の売上高又は粗利益が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している者
- ② 取引先の倒産や取引条件の悪化による影響を受けている者

Bタイプ（セーフティネット保証等関連要件）

事業環境の変化に伴い、資金繰りに支障を来している中小企業者を支援するためのものです。

◇ 融資対象者

中小企業信用保険法第2条第5項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当する特定中小企業者として市町村長の認定を受け、信用保証協会のセーフティネット保証を利用する中小企業者

- ① 経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有している、または当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者（1号）
- ② 経済産業大臣が指定した不況業種に該当し、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者（5号イ）
- ③ 経済産業大臣が指定した不況業種に該当し、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期を上回っている中小企業者（5号ロ）

※ ①～③以外にも対象となる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

<上記資金の融資条件等>

- ・資金使途 運転資金、設備資金
- ・融資限度額 Aタイプ：6,000万円、Bタイプ：6,000万円
- ・融資利率 責任共有制度対象外 年1.7%以内
責任共有制度対象 年1.75%以内
- ・融資期間 設備資金10年以内（うち据置2年以内）、運転資金10年以内（うち据置1年以内）
- ・担保・保証人 金融機関や信用保証協会と相談して決めていただきます。また、必ず信用保証協会の信用保証を付けていただきます。

- ◇ 取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合、商工中金
- ◇ 申込先 取扱金融機関
- ◇ 問い合わせ先 県庁商政課、取扱金融機関

○小口の設備資金や急場の運転資金を必要とする方への主な制度融資

<小規模企業事業資金（小口零細企業資金を含む）>

小規模企業者の経営の改善や安定を図るための資金です。

◇ 融資対象者

県内で1年以上継続して事業を行い、小口の設備資金、運転資金を必要とする従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下、ただし、宿泊業・娯楽業は20人以下）の個人・会社等

<上記資金の融資条件等>

- ・資金用途 運転資金、設備資金
- ・融資限度額 小口零細企業資金 全ての信用保証協会の保証付き既借入残高及び廃止した小規模企業事業資金Bタイプの既借入残高との合計で2,000万円
小規模企業事業資金 小口零細企業資金と合わせて2,000万円
- ・融資利率 小口零細企業資金 年1.9%以内
小規模企業事業資金 責任共有対象外 年1.9%以内
責任共有対象 年1.95%以内
- ・融資期間 設備資金8年以内（うち据置6か月以内）、運転資金6年以内（うち据置6か月以内）
- ・担保・保証人 原則として物的担保は不要です。保証人は金融機関及び信用保証協会と相談して決めていただきます。また、小口零細企業資金については信用保証協会の小口零細企業保証、小規模企業事業資金については信用保証協会の小口零細企業保証以外の保証を必ず付けていただきます。

- ◇ 取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合
- ◇ 申込先 取扱金融機関
- ◇ 問い合わせ先 県庁商政課、取扱金融機関

○既存債務の返済額を軽減したい方への主な制度

<同一資金及び緊急経営改善資金による借換>

現在利用中の県制度融資の借換が可能です。

・次の要件のいずれかに該当する場合に利用できます。

- ①最近6か月又は3か月の売上が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している。
- ②最近6か月又は3か月の粗利益（売上総利益で、純売上高から売上製品製造原価又は商品仕入原価等を除いた額）が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している。
- ③中小企業信用保険法第2条第5項第5号（業種指定）又は第6号（破綻金融機関等との金融取引）に該当する旨の認定を市町村長から受けて、経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用できる。

・借換方法

①同一資金による借換

小口資金、特別小口資金、小規模企業事業資金、小口零細企業資金、中小企業設備支援資金、経営サポート資金（経営強化支援資金、セーフティネット資金、中小企業災害復旧資金、東日本大震災被害対策資金を含む。）、中小企業再生支援資金

※平成25年度までに実行された小規模企業事業資金Bタイプは、緊急経営改善資金での借換となります。

②緊急経営改善資金による借換

上記資金以外（一部借換の対象とならない資金もありますので、詳しくは各資金の申込先までお問い合わせください。）

<上記借換の条件等>

- ・融資限度額 同一資金による借換 各資金における現行の融資限度額
緊急経営改善資金 借換対象となる県制度融資の既往債務残高
- ・融資利率 同一資金による借換 現行の各資金の融資条件に準じる。

緊急経営改善資金 保証なし 年1.7%以内
保証付き 責任共有対象外 年1.3%以内
責任共有対象 年1.35%以内

- ・融 資 期 間 同一資金による借換 現行の各資金の融資条件に準じる。
緊急経営改善資金 10年以内(うち据置1年以内)
- ・担保・保証人 原則として、既往債務の条件に比べて、利用者の不利とならない条件とし、金融機関や信用保証協会と相談して決めていただきます。

- ◇ 申 込 先 取扱金融機関
- ◇ 問い合わせ先 県庁商政課、取扱金融機関

<経営力強化アシスト資金による借換>

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定し、経営改善に取り組む中小企業者を支援します。

この資金は、信用保証付きの県制度融資(小口資金を除く)の借換・一本化にも利用できます。

※既往債務に付した信用保証制度によっては、借換できない場合もありますので、詳しくは群馬県信用保証協会にお問い合わせください。

◇ 融資対象者

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

<上記資金の融資条件等>

- ・資 金 使 途 運転資金、設備資金
- ・融 資 限 度 額 県制度融資の既往債務残高(新規融資や新規融資を含めた借換は6,000万円)
- ・融 資 利 率 責任共有制度対象外 年2.05%以内
責任共有制度対象 年2.1%以内
- ・融 資 期 間 設備資金7年以内(うち据置1年以内)、運転資金5年以内(うち据置1年以内)、
借換資金10年以内(うち据置1年以内)
- ・担保・保証人 金融機関や信用保証協会と相談して決めていただきます。また、必ず信用保証協会の経営力強化保証を付けていただきます。

- ◇ 取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合、商工中金
- ◇ 申 込 先 取扱金融機関
- ◇ 問い合わせ先 県庁商政課、取扱金融機関

<制度融資に関する県の問い合わせ先及び融資相談窓口>

■群馬県庁商政課 金融係 TEL 027-226-3332(直通)・3335(直通)